令和6年第4回ふくおか県央環境広域施設組合議会臨時会
令和6年12月25日（月） 10：00～

議事録

【江口議長】

ただいまから令和6年第4回ふくおか県央環境広域施設組合議会臨時会を開会いたします。

ここで組合長のご挨拶をお願いいたします。

【武井組合長】

皆さんおはようございます。

本日は令和6年第4回ふくおか県央環境広域施設組合議会臨時会を開催いたしましたところ、お忙しい中にもかかわらずご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議会に提案いたします案件は、条例に関する議案が2件、令和6年度補正予算に関する議案が1件、以上3件でございます。それぞれの議案は、上程されました都度、担当者に説明させますので、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

【江口議長】

それでは、お手元に配付されております議事日程の順序に従い、議事を進行させていただきます。

日程第2、会議録署名議員の指名についてですが、会議録署名議員は、13番藤伸一議員、14番林英明議員の両議員を指名いたします。

日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今回の臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【江口議長】

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

議案第8号ふくおか県央環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

直ちに説明を求めます。

総務課長。

【松下課長】

おはようございます。

議案第8号ふくおか県央環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

議案書1ページをお願いします。

令和6年8月8日付で国家公務員の給与についての人事院勧告が行われましたので、これを参考にして本組合職員の給与を改定するため、本案を提出するものでございます。

本年度の人事院勧告のうち給与に関する主な内容としましては、給料月額の増額改定、期末勤勉手当支給月数の増でございます。このうち給料月額の増額改定につきましては、民間給与との格差を埋めるため、給料表の水準を初任給をはじめ若年層に重点を置き、号給が上がるにつれ改定率を低減させる形で引き上げる内容でございます。また、期末勤勉手当支給月数の増については、支給月数を年間0.1か月分引き上げるものとなっております。具体的には2ページからの改正表のとおりとなりますが、内容としましては飯塚市と同様のものになっております。今回の改定に伴う影響額は、15人分、約244万4,000円となっております。なお、現計予算内にて対応可能となっておりますので、補正予算は行っておりません。

以上です。

【江口議長】

提案理由の説明が終わりました。

ただいま説明がありました議案第8号については、事前の質疑通告があっておりませんが、質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【江口議長】
質疑なしと認めます。
質疑を終結いたします。
討論を許します。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【江口議長】
討論を終結いたします。
採決いたします。
お諮りいたします。
議案第8号ふくおか県央環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【江口議長】
異議なしと認めます。よって、議案第8号ふくおか県央環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。
議案第9号ふくおか県央環境広域施設組合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
直ちに説明を求めます。
総務課長。

【松下課長】
議案第9号ふくおか県央環境広域施設組合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について。

議案書10ページをお願いします。

本組合一般職の給料表の改定を行いますので、これを参考にして会計年度任用職員の給料表を改定するため、本案を提出するものでございます。

議案書11ページからが給料表となっております。

別表第1の給料表の改正をするもので、具体的には改正表のとおりとなりますが、内容としましては飯塚市と同様のものとなっております。今回の改定に伴う影響額は、15人分、約281万1,000円となっております。なお、現計予算内にて対応可能となっておりますので、補正予算は行っておりません。

以上です。

【江口議長】

提案理由の説明が終わりました。

ただいま説明がありました議案第9号については、事前の質疑通告があっておりませんが、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【江口議長】

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【江口議長】

討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第9号ふくおか県央環境広域施設組合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に

関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【江口議長】

異議なしと認めます。よって、議案第9号ふくおか県央環境広域施設組合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第10号令和6年度ふくおか県央環境広域施設組合一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

直ちに説明を求めます。

総務課長。

【松下課長】

議案第10号令和6年度ふくおか県央環境広域施設組合一般会計補正予算（第2号）について。

別冊の予算書の1ページをお願いします。

5行目、第1条、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億5,296万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億8,368万2,000円とする。

次に、2ページ、第1表をお願いします。

5款繰入金について、補正前の額2億5,160万3,000円に1億5,296万5,000円を追加し、計4億456万8,000円とするものです。

次に、3ページをお願いします。

歳出、3款衛生費について、補正前の額39億4,926万円に1億5,296万5,000円を追加し、計41億222万5,000円とするものです。

次に、補正予算の詳細について、6ページをお願いします。

5款1項1目財政調整基金繰入金について、補正前の額に1億5,296万5,000円を追加するものです。

7ページをお願いします。

3款2項11目新清掃工場建設準備費、16節公有財産購入費、用地購入費として1億4,264万

4,000円。21節補償、補填及び賠償金、用地購入に伴う立木補償費として1,032万1,000円を追加するものです。

用地購入につきましては、新清掃工場等用地として合計19筆、3万6,979.97平米の用地購入費となっております。立木補償費につきましては、用地購入に伴い、植林しておりました立木約9,382本分の補償費を地元森林組合に補償費として支払うものです。

引き続き、再編室より詳細な説明をさせていただきます。

【江口議長】

再編室室長。

【杉丸室長】

では、本補正予算案の公有財産購入費、それから補償、補填及び賠償金の概要についてご説明をさせていただきます。

A4横の右上に議案第10号関連資料と記載しております一般会計公有財産購入費と題しております資料と、本日お配りをさせていただきましたA4縦の右上に参考資料と記載しています取得財産の明細表と題しております資料の2つをお願いいたします。

では、A4横の一般会計公有財産購入費としております資料のほうから説明をさせていただきます。

この公有財産の購入等のため提案させていただいております補正予算案は、資料中の目的に記載していますように、新清掃工場等の建設用地とする土地を取得するため提案をさせていただくものでございます。その用途としましては、新たなごみ処理施設の建設と関連します必要な周辺道路の拡幅や水路の改修、それから今後地域振興策として整備を計画いたします温水プール等の余熱利用施設の建設用地として取得しようとするものでございます。

土地の所在地につきましては、桂川町大字九郎丸地内でございまして、資料中の記載のように原野や山林等々の各地目の土地、合計19筆、3万6,979.97平米を1億4,264万5,000円で取得させていただくように計上しておるものでございます。

では、この資料につづっております2枚目の位置図をお願いいたします。

今回購入を計画しています土地の位置は、記載のように2か所に位置しておりますが、資料中の下段の記載となります取得場所①には、新たなごみ処理施設の建設を計画しています約5ヘクタールの敷地の一部となる九郎丸生産森林組合等外1名の方が所有する3筆、2万5,976平

米と、道路、水路の改修及び余熱利用施設の整備用地として計画しています1万62.97平米の九郎丸生産森林組合等外4名の方が所有する15筆の土地となっております。また、取得場所②の用地は、新たなごみ処理施設におけます特別高圧の受変電設備の設置場所として1名の個人が所有する最寄りの高圧線の鉄塔に近い、地目が田の面積で941平米の土地となっております。

本日お配りしましたA4縦の参考資料をお願いいたします。

この資料には、これら合計の19筆の土地の所在、地目、地権者、地積を整理しておりますが、そのほか下段に本件の土地の購入において、7筆関係してまいりますけども、3万1,274平米の山林等の土地に生じます立木除伐の補償費として、1,000平米当たり300本の数量で換算しました9,382本分の立木補償費として1本当たり1,100円の単価にて算定し、補償費の総額を1,032万420円と計算しているものでございます。

なお、先ほどの位置図の資料で取得場所①としています場所には、農林水産省所有の土地で地目が原野の367平米の土地がございますが、現在県と財務支局との払下げ手続を進めていますほか、新たなごみ処理施設建設用地の一部とさせていただきますよう計画しております桂川町さんが所有する土地につきましては、現在有償貸与にて使用させていただく方向で協議を進めているところでございますので、後日改めてご報告させていただきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、新ごみ処理施設の建設に関する公有財産購入費、及び補償、補填及び賠償金の予算案の概要説明でございます。

なお、本日お配りさせていただきましたこの参考資料につきましては、取得財産の明細表でございますが、今後の交渉への影響も懸念されますため、後日これらの用地の取得議案を上程させていただきますまでの間、非公表の資料としてお取り扱いいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

【江口議長】

提案理由の説明が終わりました。

ただいま説明がありました議案第10号については、事前の質疑通告があっておりませんが、質疑を許します。

質疑はございませんか。

吉田健一議員。

【吉田議員】

今、吉田健一議員ということで議長からもお名前を呼ばれましたが、ここの15、16、19の吉田という人は吉田健一とは別人ですので、あらかじめ申し伝えた上で質問させていただきます。

これについて、取得財産の明細表によりますと、地目が原野、山林及び宅地、雑種地、田、様々ございますが、取得する際はどうしても土地っていうたら単価が違うと思うんで、そこら辺の単価についてどういうことが行われてどうなっているのか、その辺をお聞かせ願えますか。

【江口議長】

再編室室長。

【杉丸室長】

本日補正予算を上程させていただいております取得用地につきましては、原野、山林、宅地、保安林、雑種地、田とそれぞれ地目が異なるものが存在してまいります。

まず、九郎丸生産森林組合さんの山林につきましては、現桂苑施設の購入の際の単価を基準といたしまして、そこから可能な限り譲歩いただいた中で交渉のほうを進めてきた単価として設定をしております。

その他、原野、それから宅地、保安林、雑種地、田、ここについては、桂川町さんの固定資産評価額、これを基準といたしまして、そこから交渉の中で徐々に金額のほうをこちらの当方のほうから譲歩をさせていただきながら、できるだけ可能な限り最小限の価格となりますよう協議を進めた中で、それぞれの地目ごとで単価のほうは設定をさせていただいております。ただ、田につきましては、現況の休耕田でございますとか現在耕作が行われている農地であったりする場合の差に関しましては、この際の協議の交渉の中である程度算定に含めて交渉を行ってきたという経過でございます。

以上でございます。

【江口議長】

吉田健一議員。

【吉田議員】

桂川町さんの課税によって単価を出してるっていうことなんですけど、先ほどの説明の中で、当

然ここの桂苑の用地についてはほとんど桂川町さんの所有の土地が主体になっていたと思うんですけど、それについては賃貸借契約っていうことでご説明がありました。それとともに、もう一つ引っかかったのは、農林水産省の用地があって、それの取得に向けて動いてるっていうご説明がありましたけど、桂川町さんとの土地の賃貸借について、どこら辺まで単価が決まってるのか、及び農林水産省の土地の取得に関して、これは地図で見る限りどこか分からないんです、小さ過ぎて。それで、これも我々のほうにはあらかじめ議案という形で郵送で送られてきますけど、この書類にも単価も出てますことだし、地図に関しても前もっていただきたい。これはちょっと別のことになりますけど、その辺はお願いしたいと思います。それで、桂川町さんの賃貸借契約の内容、及び農林水産省の進行状況についてお聞かせください。

【江口議長】

再編室室長。

【杉丸室長】

まず、農林水産省の払下げの手続でございます。

こちらは、一昨年の9月より農林水産省のほうに申出を行いまして、そこから旧所有者の告示が半年という形で行われております。その後、権利者等の影響がないということが判断されまして、現在は県の水田農業振興課のほうがその取扱いの対応をしている状況でございますが、そこから今後福岡財務支局のほうにその手続が移管されるということで、現在少し時間を要しているという状況でございますが、年明け1月には財務支局のほうから現地を見に来るという情報も得ているものでございます。可能な限り早急に対応いただくように、現在県の財務支局と調整を進めております。

また、桂川町さんの町有林の賃貸借につきましては、今回のこの施設建設につきましては保安林の解除という手続がまず一つ必要になってまいります。その際には、制度上、残置緑地というものを残しておく必要がございますので、保安林の解除面積の中に残存する緑地を残しておくという制度上の必要性がございます。そういった中で、森林として開発をしない場所まで購入するものではなくて、そこの必要な部分まで含めて桂川町さんのほうからお借りしたいということで協議のほうを進めさせていただいておりまして、現在桂川町さんが町の条例で定めます町有地の占用料を基礎とするような賃貸借料の資産を今のところ検討し、平米当たり110円を今のところは検討材料としておりますが、その内容で協議のほうを進めている状況でございます。

【江口議長】
吉田健一議員。

【吉田議員】
今ご説明いただきましたけど、農林水産省については一昨年ですから5年9月より交渉してると。それで、年明け1月には現地調査に入ってくるということなんですけど、具体的にその場所がもし農林水産省のほうから駄目ですよっていった場合に、影響のない土地なもんか、真ん中にあってどうしても必要な土地っていうのがあると思うんですけど、具体的に場所とかその進行状況とか、本当に大丈夫なんでしょうかね。

【江口議長】
再編室室長。

【杉丸室長】
申し訳ありません。農林水産省の所有される土地の場所でございますが、この位置図の取得場所の①、ここの桂苑という四角い囲みがございます。その真下にある横長い一団の土地が今回購入をさせていただく九郎丸生産森林組合の土地になります。そのすぐ向かって右横の土地になりますが、縦に2段で長くなってますが、その下段のほうに、若干分かりづらいんですけども、白く切り込みが入ったような場所がございます。ここの部分を所有されておりまして、これまでの経過の中で、農林水産省としてはここの土地についても把握されておらず、使用の目的がないということになっております。そのことから、今後の払下げの手続については財務支局のほうに移ったという流れになっておりますので、ここについては今後は財務支局との払下げの手続が進んでいくものと考えているものでございます。

【江口議長】
吉田健一議員。

【吉田議員】

農林水産省の土地については、この田んぼの中のちょこっとということですね。それで、今回道路が既設であるところの拡幅をされるっていうところの田んぼの中に一部あるということで、それは理解しました。

ただし、もう一つ、桂川さんのほうから賃貸借契約で平米110円という今ご説明がありましたけど、具体的にそれは契約があるのか、ないのか。それで、例えば今、現状で覚書でこういう契約をしますよっていうところになってるのか、その辺についてはいかがですか。

【江口議長】

再編室室長。

【杉丸室長】

当初は当組合からいたしましてもここの用地については購入という方向で協議を進めさせていただいておりましたが、先ほど申しましたような理由等によりまして、現在賃貸借という形の内容に変更させていただいております。ですので、現在桂川町さんとは担当レベル等で内容の調整等を行っておりまして、あとは桂川町さんの内部で協議が調い次第、覚書等の取り交わし、または契約等の取り交わしという手続を進めていきたいと考えております。できるだけ早期に結論を出してまいりたいと考えております。

【吉田議員】

一旦いいです。

【江口議長】

ほかに質疑ありませんか。

兼本芳雄議員。

【兼本議員】

おはようございます。

今の答弁の中で、山林以外は桂川町の評価額を基準にというお話でしたよね。それで、保安林ってあるじゃないですか。保安林って、多分評価ってないと思うんですよね。ですので、桂川町の

評価額っていうのは出ないと思うんですよね。ここの保安林に関してはどのように、解除されて山林として考えられてるということでよろしいんですか。

【江口議長】
再編室室長。

【杉丸室長】
大変申し訳ございません。説明が不足しておりました。
山林、保安林につきましても、解除する土地、それからそのまま解除しない土地もございますので、これは山林として算定をさせていただいております。
また、一つ答弁をし損ねておりましたが、過去にここの用地の取得を目指しまして鑑定評価も行った経過がございます。その鑑定評価の金額も、この山林の中には参考として含めて協議を行っているということになります。

【江口議長】
兼本芳雄議員。

【兼本議員】
ということは、その保安林に関しては、山林だけはこの条件が違いましたよね。森林組合さんの土地ですよね。これは保安林も見ると森林組合さんの土地ということですから、この分に関しての売買の条件というのは、先ほど言われた以前の基準額に合わせてということで行うということでよろしいんですか。

【江口議長】
再編室室長。

【杉丸室長】
そのように行っているところでございます。

【江口議長】
兼本芳雄議員。

【兼本議員】
分かりました。
それで、すいません、補正予算書の6ページなんですけど、今回の繰入金が1億5,296万5,000円、この内訳が説明欄に出てますけど、要はこれはどういうふうな内訳なのかっていうのを詳細に説明をお願いしたいと思うんですが。

【江口議長】
総務課長。

【松下課長】
ただいまのは基金の内容ということでよろしいでしょうか。

【兼本議員】
そうそう。

【松下課長】
この基金につきましては、1億5,296万5,000円というのが全体になるんですが、この金額を各市町の負担割合がございます。これが前年の9月30日の人口で案分する割合になるものですから、この中で飯塚市が1億1,057万8,000円、嘉麻市が3,100万6,000円、桂川町が1,138万1,000円ということになります。
ここの基金の内容でございますが、これにつきましては、旧飯塚・桂川の組合がございまして、その財政調整基金からまず桂川町の1,138万1,000円を取り崩しましたら、桂川町と飯塚市との取崩しの率がございますので、それが3対7で設定しておりますので、飯塚市の取崩し額がそれに伴って2,655万6,000円ということになります。
次に、旧県央ということで、これは嘉麻市のほうを中心とした旧県央組合の財政調整基金から嘉麻市の基金3,100万6,000円を取り崩しますと、嘉麻市と飯塚市の取崩しの率が44対56という設定になっておりますので、これにつきまして飯塚市の取崩し額がそれに伴って3,946万

2,000円ということになります。

最後に、飯塚市の1億1,057万8,000円に対して、先ほど既に飯塚市で2つの基金を取り崩してあるものを差し引きますと、不足が4,456万円ということになりますので、この部分を飯塚市単独の財政調整基金からその分を充当して、合計が1億5,296万5,000円という、そのような内訳になっております。

【江口議長】

兼本芳雄議員。

【兼本議員】

ごめんなさい。旧飯塚と桂川分というのは、これは飯塚市と旧桂川町の組合があったということでしょう。それで、次の旧県央分というのは、飯塚市と嘉麻市との組合があったということですか。

【江口議長】

総務課長。

【松下課長】

そうです。ごみ処理についてはそのようになっております。もっと言えば合併前からあるものでございますので、今はそのように嘉麻市と飯塚、桂川と飯塚ということになりますが、桂川・飯塚というのは、もともとの桂川、筑穂、穂波というふうな、このような施設組合になっておりまして、旧県央は頴田、庄内、稲築、小竹、小竹はし尿だけです、すみません。そのような組合がありまして、令和元年に統合したのが今のこの施設組合ということになっております。

【兼本議員】

分かりました。

【江口議長】

ほかに質疑ありませんか。

田中義幸議員。

【田中議員】

質疑じゃないんですけど、先ほどこの資料を議員限りということで言われたんで、これはもう回収してください。そのほうがいいと思います。

【江口議長】

その取扱いについては、後刻整理します。

城丸秀高議員。

【城丸議員】

取得箇所②についてですけど、受変電設備ということで、少し施設から距離が離れてますけど、先ほどの説明の中で高圧線の機械ということで、この受変電設備がここに造らないかん必然性、何かそういうのはありますか。

【江口議長】

再編室室長。

【杉丸室長】

この取得場所②に受変電設備を設置する根拠でございますが、こちらにつきましては、現在進めております公募の実施前に、新たなごみ処理施設が高圧で整備するのか特別高圧で整備するのかということで、それぞれのメリット、デメリットも含めた上で、双方の対応は可能かどうか九電のほうに調査のほうをお願いをしておったところでございます。結果としましては、双方ともに対応できるということでございましたが、今後ごみを処理して発電を行います。その売電をする際に、高圧よりも特別高圧のほうが制限がなく、効率的に行えるという判断の下に、特別高圧を選定させていただきまして設置するということにしておりましたが、ここの場所の周辺に、この資料からいきますと、横に高圧線が現在走っております。そこの中で、一番新施設を建設する際にどこに受変電設備を設置したほうが効率的であんまり費用がかからないかということを検討した中で、一応九電さんも示しますこの辺りというところを参考として、ここの場所に設置をさせていただくということを決定したということになります。

【江口議長】
　城丸秀高議員。

【城丸議員】
　ただ、架線とかそういうのは必要になりますよね。その費用はかかる。

【江口議長】
　再編室室長。

【杉丸室長】
　ここから新施設までの引込みになりますけども、こちらは建設事業者の提案の内容に含まれておりまして、施設建設の一部に含んでまいります。

【江口議長】
　ほかに質疑ありませんか。

【江口議長】
　吉田健一議員。

【吉田議員】
　すいません。この位置図の関係で、下のほうに先ほどもご説明がありました①番、②番で位置図の区分がしてありますけど、①番のほうに下のほうに新工場及び余熱利用施設の建設予定地っていう記載がございます。この余熱利用施設っていうのは温水プールとか温泉施設、その他ということでのお話は聞いておりますけど、それに対する運転管理とかというのも前回の議会のときに話題になってたと思うんですけど、今のところ組合で運営するものか、それか第三者に委託して行うものか、そこら辺についての協議結果をお知らせ願えたらと思いますけど。

【江口議長】
　再編室室長。

【杉丸室長】

以前よりその余熱利用施設の運営管理についてということでご質問等があっていたところでございますが、現時点でこの余熱利用施設に関します詳細な計画等はまだ立てておりません。ですので、できるだけ早期にどのような施設にするのかという方針等も立てながら、早いうちに正副組合長会議にてどのような管理運営を行っていくのか、その方向性について検討させていただきたいと考えております。現在まだそこの内容までは至っておりません。

【江口議長】

吉田健一議員。

【吉田議員】

我々はこの12月の年末に出てきて、そんな返事をもらいに来たんじゃないんですよ。確実に予算計上を補正で上げてますよね。こういう格好でなるからこういうふうでいきたいっていうご説明がない限り、なかなかうんって言える案件じゃないんですけど、そんなこの補正予算で議員さん、執行部の方々が皆さん集まられて、そんなあほらしい話をすることで来たんじゃないんですよ。決定した上で予算も計上していただかないといけないと思うし、その辺について執行部のほうじゃなく、組合長、副組合長にどのようなお考えがあって、今日の補正議案の臨時会まで開いてやっていくのか。その内容について明確にお答えいただかないと、なかなかこれは進めるのは難しいと思うんですけど、どんなふうでしょうか。

【江口議長】

暫時休憩いたします。

〔休憩〕

【江口議長】

本会議を再開いたします。

武井組合長。

【武井組合長】

お時間を取っていただきまして、ありがとうございました。

余熱活用施設の建設につきましては、地域からの要望等もありまして、この議会の中でもそういった方針で進めているということは、たしか要求水準書の中にも明記をしておりましたというところでございます。そういう中で、今協議、準備を進めているところでございますので、先ほどのご答弁にここでお答えするということはなかなか難しいと思っております。少し周辺の詳しい情報につきましては室長のほうから答弁させますので、よろしくお願いいたします。

【江口議長】

再編室室長。

【杉丸室長】

資料を配らせてもらってよろしいですか。

【江口議長】

はい。

【杉丸室長】

すいません。お時間をいただきましたが、今お配りさせていただきました資料につきましては、環境省が公表しております一般廃棄物処理施設の建設に向けました作業スケジュールのイメージのフローになってまいります。この中でいきますと、構想計画というのが一番端にありますが、大体一般廃棄物処理基本計画、現在当組合のほうでも策定しておりますが、それを作った後にどのような施設を建設していくのかという構想を立てた後、この時点で建設用地はどこにするかという決定が必要になるという手順で進めております。

また、その後、3番目になりますが、国の交付金の基になります地域計画を策定し、国へ交付金の申請を行うと。その後に必要な地質でありましたり測量でありましたり調査を実施した後に、具体的な施設整備の基本計画を策定するという流れのイメージになります。

現在、当施設組合の一般廃棄物処理施設といたしましては、この流れに沿って6番のところまで行いながら、用地の取得を本日させていただくという流れで進めているところでございます。この後には施設建設、それから造成に関する工事の発注等が控えているということになります。

先ほどのご質問とこのイメージの整合性なんですけども、現在余熱利用施設の建設につきましては、地元、それから桂川町さんからの要望等も当組合にいただきまして、地域対策、それから地域振興策、その一環として温水プールでありましたり温浴施設でありましたり、この一般廃棄物処理施設、ごみ処理施設の余熱を利用した施設を建設するという方針は決定をいただきながら方向性について取決めを行っているところでございますけども、ただ、まずこの一般廃棄物処理施設、ごみ処理施設の内容がまだ現時点でも定まっておりません。その現状において、余熱利用施設の詳細な計画までが現段階では策定ができておりませんので、今後どのような規模の施設になり、どの程度のランニングコストが必要になるという試算もまだ出てない状況でございますので、できるだけ早期にそのような計画を策定し、改めて正副組合長会議にてその方向性について検討して、またご報告等をさせていただきたいと考えておりますので、現時点ではまだそこの部分については未定でありますことをご了承願いますようお願い申し上げます。

【江口議長】

吉田健一議員。

【吉田議員】

ご説明いただきましたけど、やはり何かつじつまが合わないというか、用地を取得するのであれば、今後、その方向性ですよね。その入浴施設、プール、附帯施設が悪いって言ってるわけじゃないんですけど、どこがどうやって管理していくのか。当然5年、10年とたてば、老朽化も出てくると思います。それに対する対応方法とか。

一般的に我々的感覚からいうと、行政とは違うかもしれませんが、小っちゃい話になりますけど、個人で家を建てる場合、土地を取得しますよね。そしたら、取得する際、利便性がどうだとか、子育てする環境で学校が近いほうがいいよとか、交通手段であれば公共交通機関があるとか、そういうところで比較検討した上で、値段が合って、取得しますよね。それで、取得する際にもう一個重要なのが、新しく上に上物を載せるなら、上物を載せる際にどのくらいの規模でどうなるか。それで、あとその管理をどうしていくのかっていうのは当然個人だったら考えますけど、この今現状で進められてる事業について、用地を取得して、運転管理のところも基本姿勢の方針が出てない。

それで、総額的な金額については、総額予算の中の八百何十億円の運転管理のところまで入ってるということは、前回ご説明を受けて理解してますけど、これをどう管理していくのか、組合

でしていくのか、管理する業者に任せるのか。例えば、これはどうかなのは分かりませんけど、桂川町に建てるんだから桂川町で面倒を見てくださいよっていうことにもなってもいけないし、そこら辺だけははっきりさせてもらって、この補正の用地取得案件に至るべきだと私は考えました。

それで、今の現状報告を受けた中では、致し方ない面もあるけど、早期にということで言っていただいてますけど、早期じゃなくで、先ほどの桂川町さんの賃貸借物件、これについても、当然今の状態で議会で承認は受けるか受けないかは分かりません。副組合長さんで町長さんがお見えになってますので、そこら辺のところのお話はできてると思いますけど、やはり状態が変わったときに継続できるためには、契約書ないし覚書、この辺も必要だと思います。そこら辺のところの認識がちょっと甘かったのかなと思いますけど、もう一回聞きますけど、その辺についてどういう形でお思いでしょうか。

【江口議長】

再編室室長。

【杉丸室長】

先ほどの温浴施設等を含みます余熱利用施設の維持管理につきましては、現時点では全くもってその方向性が決まってないのが実情でございますので、可能な限り早期に計画等の策定に着手し、内容等が詳細に固まってき始めましたら、その都度ご報告のほうをさせていただきたいと考えます。

また、先ほどの桂川町さんの町有地の有償貸与につきましては、現在担当レベル等で協議は進めながら、副組合長であります井上町長も含めたところで協議をさせていただいております。その内容が詳細に決まりましたら、覚書等を取り交わしながら手続のほうを着実に進めてまいりたいと考えております。

今回はその対応等が追いついていませんでしたので、その旨は私の判断がちょっと甘かったというところでございます。申し訳ございませんでした。

【江口議長】

吉田健一議員。

【吉田議員】

室長のほうから執行部のほうからのご説明が分かりましたけど、今の執行部からの説明によりますと、今後進めていきたいっていうことで話がありました。ただし、方向性としてしっかりこの場で方向性を、温浴施設についてはこういう方向で行くんだとか、何らかの形がないと、うんって言える案件じゃないんですよね。そこで、もう一度正副組合長にお尋ねしますけど、方向性だけでもこういう方向で行くんだということで意思表示をしていただければ、ある程度話は聞けると思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

【江口議長】

武井組合長。

【武井組合長】

お尋ねの余熱利用施設の建設の方向性ですけども、先ほど詳細な部分につきましては室長のほうからご答弁申し上げましたけど、ここで私のほうから、こうこうこういうようなものを建設しますというようなことは、先ほど来申し上げておりますが、今はお答えすることができないということでございます。

【江口議長】

吉田健一議員。

【吉田議員】

組合長、違うんです。方向性だけを、どういう思いを持ってこういう方向に向かっていくっていうことをトップの方に私はお尋ねしてるんです。現状は今説明のこれ以上は答えられないっていうことなんですけど、この組合をどうしていくか、どういう施設を建てるのかっていう方向性の決め方は、やはり正副組合長である方々で協議した中で指示が出ていくと思うので、その方向性だけを教えてくださいっていうことでお願いしてるんです。

【江口議長】

暫時休憩いたします。

〔休憩〕

【江口議長】
本会議を再開いたします。
武井組合長。

【武井組合長】
度々お時間いただきまして、ありがとうございます。
質問者のご質問は、先ほどおっしゃいましたが、余熱利用施設建設を行うか、行わないかという方向性というご質問というふうにご理解をさせていただいております。

【江口議長】
吉田健一議員。

【吉田議員】
すいません。余熱施設は必要なものとして捉えて、私は質問に至ってます。それで、この施設を造るに当たって、今諸手続が遅れてるっていう執行部の説明がございましたので、今後この組合で運営していく上で、大きなごみ処理場の建設に至るわけですけど、それに附属する設備として今回用地取得の案件が上がってきました。それで、この施設はどういう規模でどこに造ってどこが運転管理をするのかっていうのは、今の状態で決まってないっていうお答えでしたので、この方向性をトップの方々で協議していただいて、どういう方向性に持っていきたいのか、持っていくのか、そのことをお伺いしてるんであって、この施設が必要か必要やないっていうところじゃないんですよね、もともとの質問に至って経緯は。それをどういう方向性でもって、どこが運転管理していくのかっていう基本的考えが終わりのところで進められてると思うので、その辺についてお聞かせ願いたいということの趣旨でお伺いしたつもりです。その辺についていかがなものでしょうか。

【江口議長】
局長。

【永岡局長】
吉田議員のほうから先ほど言われた内容の中で、手続上遅れているという答弁がありましたがという内容につきましては、手続上は遅れてはおりません。温浴施設の前に、ごみ処理施設に付随する余熱利用施設でございますので、1月にプラントメーカーからの提案がございます。それを受けて余熱利用施設を建設に向けて進めていくという内容でございますので、手続上は遅れてはおりません。その内容だけは確認していただきたいと思います。

【江口議長】
その上で、吉田議員の質問に関しては。
組合長。

【武井組合長】
今ご説明しましたとおり、これから進めていく方向性ということで、管理運営と、今事務局長が申し上げましたような形で進めていくということを考えてるところでございます。

【江口議長】
ほかに質疑はありますか。
小幡俊之議員。

【小幡議員】
ちょっと吉田議員の質問の関連でお伺いしますけども、今余熱利用の施設ですけども、地図で示されている取得場所①がありますよね。この範囲内で建設予定なんですか。

【江口議長】
再編室室長。

【杉丸室長】

現在想定しておりますのは、取得場所①の赤く網をかけておりますが、そこの箇所の中での建設の計画を立てていく方向性でございます。

【江口議長】

小幡俊之議員。

【小幡議員】

それによって、今回の土地を取得したいということですよね。ただし、予算的には周辺整備も含めて建物が約20億円、周辺設備が10億円で30億円等がかかるような説明を受けてますけども、今言ったこの設計、もしくは規模、その後の維持管理等は今検討中なんですよね。決まってないけど、土地は買いたいという話でしょう、今。検討中を今、室長は近いうちにという表現をされてましたけど、いつ我々にその明細的な説明ができると考えますか。

【江口議長】

再編室室長。

【杉丸室長】

先ほど事務局長が答弁をさせていただきましたが、年が明けまして1月中に一般廃棄物処理施設、ごみ処理施設のどのような施設をどのような場所に建設するかというような提案がなされます。そこの提案内容を受けた後に、それではその関連施設となります余熱利用施設をどのような配置でどのような規模のものを建てていくかという具体的な計画構想等の策定に着手してまいりますので、その内容についてお知らせできるような内容が固まり次第、可能な限り早期にはご報告をさせていただきたいと思いますが、現状でいつまでというのは、まだ現時点ではお答えいたしかねます。

【江口議長】

小幡俊之議員。

【小幡議員】

要は、今問題になってる余熱施設建設に関しては、半年かかるか1年かかるか分からないということでしょう。何を建てるか分からんけど、土地だけ買うてくれということでしょう。それを議会に承認してくださいという話ですよね。

そもそも論になるんだけど、我々の受け止め方は、迷惑施設ですから、これを桂川町に迷惑施設を、言い方は悪いけど、かぶせるようなスタイルになるんで、やはりそういう温水プールとか施設等を造ってあげなければいかんだろうなと、言い方はちょっとまずいけど、そういう温情的な話なんですよね。それに20億円から30億円かかるという話なんだけど、先ほど言いましたそもそも論なんだけど、地元の要望、桂川町からの要望という話がありましたけど、地元のほうから要望はしてないという話も多々聞こえてくるんですわ。それで、桂川町長もおられますけども、地元の要望、もしくは桂川町からの要望書というのは、本組合に正式に来てるんですか。それをもって計画を立てられたのでしょう。その点を教えてください。

【江口議長】

再編室室長。

【杉丸室長】

この余熱利用施設の建設につきましては、桂川町さんのほうから正式に要望というのはなされております。また、付随いたします周辺の道路整備等々の地域対策になりますものも、地元であります九郎丸区から要望等をいただいているところでございます。

【江口議長】

小幡俊之議員。

【小幡議員】

だから、桂川町からはそういった施設が欲しいという要望が本組合に来てるんでしょうけども、地域の九郎丸は公民館の改修とかそういった要望は上がってるんでしょう。九郎丸地区からそういう温水プール、もしくは温泉施設が欲しいという要望が上がってるんですか。ちょっと明確にその点を教えてください。

【江口議長】
再編室室長。

【杉丸室長】
桂川町さんのほうからこの余熱利用施設の整備に関する要望をいただきましたその過程におきまして、地元九郎丸区の各種団体、区の代表者でありましたり老人クラブ、それから子供会指導者、女性の会、そのような方々の代表者の方にお集まりいただきまして、ワークショップを開催してきております。その際にどのような施設が望ましいかというようなことを取りまとめをさせていただきまして、その結果を踏まえた上で桂川町さんとして要望がなされております。

【江口議長】
小幡俊之議員。

【小幡議員】
その要望書というのは開示できる内容でしょうか。

【江口議長】
再編室室長。

【杉丸室長】
準備いたしまして開示することは可能です。

【江口議長】
小幡俊之議員。

【小幡議員】
再度お伺いしますが、桂川町、並びに地元からの温浴施設の要望書に対する資料要求をお願いしたいと思います。

【江口議長】
再編室室長、対応できますか。

【杉丸室長】
それでは、準備して資料のほうを配付させていただきます。

【江口議長】
ちょっと暫時休憩。

〔休憩〕

【江口議長】
再開いたします。
ただいま小幡議員から要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【江口議長】
ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。
どのぐらいかかりますか。

【杉丸室長】
10分ぐらいで大丈夫です。

【江口議長】
そしたら、資料のほうは準備ください。それ以外で質疑ありましたら先にお受けいたします。
田中義幸議員。

【田中議員】

先ほどのを流れ的に確認したいんですけども、1月に業者のほうからこういう施設を造りますというものが出てきて、そこである程度決まってくるという話をされたやないですか。ということは、先に建物を建てとって、施設の建屋を造っとって、それから運営方法を考えますと、協議しますという流れなんですか。

【江口議長】

再編室室長。

【杉丸室長】

今のご質問の部分については、建物は余熱利用施設のことになりますか。

1月の提案でプレゼン等で検討させていただきます施設は、ごみ処理施設の部分になります。その隣接する箇所に今回土地の取得の案を出させていただいておりますが、その隣接する箇所に余熱利用施設は建設することになりますので、余熱利用施設についてはそのごみ処理施設の建つ場所とか熱エネルギーの供給する箇所、そういったものを考えながら、初めてどこら辺に建設してとかという具体的な内容を計画していくということにしております。

【江口議長】

田中義幸議員。

【田中議員】

要するに、ごみ処理施設とその余熱利用施設、それは切り離して考えていいということですか。要するにごみ処理施設ということで今プロポをしてるんだけども、それとは別個に、余熱利用施設は切り離して、また新たに業者を決めていくという話ですか。

【江口議長】

再編室室長。

【杉丸室長】

質問者がおっしゃられますように、あくまでも新しいごみ処理施設から出ます余熱を利用する

関連の施設ではございますが、この余熱利用施設の建設につきましては、今後直接発注をやって建設するのか、もしくはPFI等の事業方式を導入しながら運営管理まで含めて発注していくのか、そういった方向性からまずは検討いたしますので、今回のごみ処理施設の提案とは、ある意味関連性はございますが、切り離して考えていくという方向性を持っております。

【江口議長】
田中義幸議員。

【田中議員】
ということは、一プラントメーカーが決まりますよね。その中で、余熱利用の方向で施設を造るんだけれども、それはそれで別個にやっていくという話。そこで、大事なのは、先ほどから議論になってるのが、施設を造るのが先なのか、運営方式を決めるのが先なのか、それが明確じゃないから聞かれてるんじゃないかと思うんです。私も思います。そこのところはどういうふうに考えてあるんですか。

【江口議長】
再編室室長。

【杉丸室長】
まず、先ほども答弁させていただきましたが、この余熱利用施設につきましては、今後詳細な計画の策定、設計、それから建設と維持管理まで含めた上でどのように進めていくのかという方向性を今から検討することとなりますので、まずは用地のほうを確保した上で、どの規模の施設を建設して、最終的にはどのような維持管理を行っていくのかという方向性について、検討を早期に行っていきたいというふうには考えているものでございます。

【江口議長】
田中義幸議員。

【田中議員】

先ほど作業スケジュールのイメージを出してもらったんだけども、これの6番目に施設整備基本計画の策定等っていう形があるじゃないですか。この中にその余熱利用施設、これは含まれていないとおかしいと思うんですよね。要するに、全体像が決まって初めてこの6番みたいなやつ。違います。

そして、おまけに、その4番目に交付金の交付申請等をもう行ってるわけでしょう。ここでは、そういうふうな本体とごみ処理施設と、それと関連施設、それも併せて額的にこのくらいの額になりますよというものがあって、初めて国のほうに交付金の申請をするんじゃないんですか、私はそういうふうに理解してるんだけども。

となれば、この6番のところではもう既に青写真ができとらんとおかしいと思いますよね。それがいまだにその青写真ができてないということ自体が、どうも理解できない。要するに、この4番目の交付金の交付申請はもう既に行ってるわけですよね、でしょう。ということは、青写真ができて初めて事業規模はこんだけになりますからということで、交付金申請をするんじゃないんですか。それがいまだに青写真ができてないという答弁になってくるから、議員さんのほうでもおかしいんじゃないですかという話になるんじゃないですか。いかがですか。

【江口議長】

再編室室長。

【杉丸室長】

このお示ししましたイメージの資料といたしましては、まず用地を先に確保をさせていただこうとしますこの取組に対して、このようなイメージに沿って行っていますということでご説明をさせていただいた資料になります。これは、あくまでも一般廃棄物処理施設、ごみ処理施設の流れになりますので、それと同じような流れで進めておりますというご説明を先ほどはさせていただいたところでございますが、あくまでもこの交付金の対象にはごみ処理施設しかなりませんので、ごみ処理施設の建設についてはこの環境省が示しますイメージのとおりに今現状で進めてます。ただし、余熱利用施設については、当初より付随する関連の施設として切り離して建設を考えておりましたので、今のような対応をさせていただいてるということになります。

【江口議長】
田中義幸議員。

【田中議員】
総工費がこのくらいかかりますよという話をされとるじゃないですか。そのほかに、それとは切り離したところで温浴施設という位置づけだったんですか。

【江口議長】
再編室室長。

【杉丸室長】
いろいろなところでの協議をお聞きしますと、当初371億円という数字が出ておったと思います。このときの数字がこの循環型社会形成推進交付金の交付申請等に行った数字でございます。その後、施設整備基本計画等を策定することで、つい最近までもこの特別委員会においてその概要についてご説明のほうをさせていただいてきたところでございますが、その過程において、このごみ処理施設の建設については、今回の公募の上限額、上限提案価格としておりますが、施設建設費445億円、ここら辺の数字にこの計画策定によって見直しを行ったということになります。
先ほどちょっと数字が出てきておりました八百数億円、あれにつきましては、地域振興策、それから地域に迷惑施設として建設しますがための地域対策の約31億円を見込んでおりまして、その部分を全部合計した中で、それと20年間の運営管理費も合計した中で、上限額として今のところは831億円を見込んでいる金額となっておるということになります。

【江口議長】
田中義幸議員。

【田中議員】
9月だったですかね、一般廃棄物処理施設及び運営事業の概算額ということで、見込みについての資料を出していただきましたよね。この中に、もう既にこういうものが入っているんですよ。この造成費、その他の整備期間とか、新たなごみ処理施設建設に伴う関連整備等というふうな

金額が載ってるわけですよ。それで、流れ的には、先ほど言いました本体の分とその附属する部分を合わせて831億円になりますよという説明ですよね。ですから、何度か言ってますけども、当初から桂川町さんから要するに土地等を提供する代わりに、やっぱりこの組合議会としても地域貢献が必要であろうという観点から、そういう余熱利用施設を造りましょうという方向性が出たわけでしょう、その関連からですね。ですから、あくまでもその余熱利用施設を造るということは、それはもう確定の路線ですよ、その当時の流れからすると。

では、1月に業者さんがある程度のプレゼンの内容を出してきますんでという話をしてるけども、そのときに余熱利用施設を具体的にどこが造るのかっちゅうのは、既に青写真というものができとかんとおかしいし、そしてその場所的にもどこに造るかというものも確定しとかんと、土地を購入するに当たって、じゃあ地元のほうは今予定地じゃない別のところに建ててくださいよという話に仮になったときに、どうするんですか。また、土地の購入費用を提案されるんですか。

だから、そういう青写真を先に作っとかんと、そういうことになる可能性があるでしょうという話ですよ。だから、そもそもがそういう青写真が確定せんで、見切り発車みたいなことをされてるから、おかしいんじゃないでしょうかという話をしてるんですよ。

【江口議長】

再編室室長。

【杉丸室長】

余熱利用施設の用地として今回ご提案させていただいておりますが、ここについては必要な道路や水路の拡幅や改修、こういったものも含めた用地として購入する中で、桂川町さんに正式に要望をいただきます前から、このような施設の余熱利用施設としての利活用ができる用地になるのではないかという計画の下に、一応用地交渉等は進めてきた経過がございます。その後に、正式に地元とのワークショップ、桂川町関係の課長さん方にも参加していただいたんですけども、そのワークショップ等を行ってきまして、意見がまとまった後に、この方向性については確認をさせていただいたということになります。

ですので、見切り発車というような取組方ではなくて、ある程度想定した中で、新たなごみ処理施設の建設用地に隣接する箇所を確保をさせていただきながら、そこに建設してはどうかというようなところは、青写真的なものは抱きながら計画のほうを進めてきたということになります。

【江口議長】
田中義幸議員。

【田中議員】
何度も繰り返しても水かけ論みたいな形になってきますので、私もこれで終わりますけれども、実際に施設を造りますと、こういう施設を造りますと、そして造った後に運営はどうしましょうかという話になったら、非常にまずいと思いますよ。だから、具体的にこういう施設を造りますという青写真がきちっとできて、じゃあ運営はどうしましょうかというところまで決定をした上で提案していただかないと、議会側としても困ると思いますので、そういう方向で正副組合長さんで話し合っていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

【江口議長】
暫時休憩します。

〔休憩〕

【江口議長】
本会議を再開します。
組合長。

【武井組合長】
議員がご質問をご要望等を含めておっしゃいましたことについては、正副組合長でしっかりと話し合ってくれということでございましたので、当然ながら事務局が今進めるということでご説明いたしましたけども、そういったものと併せて、私どももしっかりと話をしてまいりたいと思ってます。

【江口議長】
田中義幸議員。

【田中議員】

話し合っていただくということでご答弁いただいたんですけども、ただ話し合うだけじゃなくて、その話合いの中で結論まで出していただきたい。運営方法をどうするのかというところまで結論を出していただきたい。執行部のほうでこういうふうに提案しますよ、運営方法はこういうふうにしますよという提案をそのときにしていただきたい。要するにゴーサインを出す前に、施設の建設する前に、その方法を協議した上で方向性を決めていただいて提案してくださいという内容です。いかがですか。

【江口議長】

武井組合長。

【武井組合長】

今言われましたように、私どものほうも早期に対応してまいりたいと思います。

【江口議長】

資料の準備ができましたので、資料を配付させます。

暫時休憩いたします

〔休憩〕

【江口議長】

本会議を再開いたします。

事務局長。

【永岡局長】

先に、先ほど質問の中で、この余熱利用施設が隣接地のところにあるという、これ以外に地元から別の場所に、例えば道路沿いにとか離れたところに要望があったら、それも対応するのか、また提案するのかという質問がございましたので、この件につきましては、私も地元のワークショップ、それと桂川町さんとお話合いをしました。

ある住民の方は、道路沿いのもっと離れた街のところに造ってはどうかというご意見も賜りまし

た。しかし、余熱施設でございますし、温水を送るパイプが長期になると、それだけ費用もかかるということでございましたので、隣接地の今回提案してるところで場所については了承ということで、地元の方と桂川町さんともそういう協議は調って今回の提案になっておりますので、この補足説明をさせていただきます。

【江口議長】

ちょっと暫時休憩します。

〔休憩〕

【江口議長】

本会議を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を許します。

質疑ありませんか。

小幡俊之議員。

【小幡議員】

資料をありがとうございました。先ほど資料要求した資料、どうもありがとうございます。

それで、この資料に基づき何点かお尋ねしたいんですけども、手元の資料は桂川町の井上町長が県央の武井組合長に宛てて出された要望ですね。これは今年の4月19日の日付なんですよ。それで、先ほどからあってる施設の概要、もしくは目的等は、この4月以前から話があってたんだけども、タイムラグがありますよね。要望書が後に正式に出てきたという見解なんでしょうか。この点、時系列的に説明をお願いします。

【江口議長】

再編室室長。

【杉丸室長】

新たなごみ処理施設から出ます余熱を活用する余熱利用施設ということで、どのようなことが想定できるのかということは、昨年より温水プールを含めた温浴施設の建設整備、並びに農業振興に利用する取組等々様々な可能性がございましたので、検討のほうを進めてまいりました。そんな中で、他の先行事例の視察等の内容等も含めて取り組むことが可能であるような内容の絞り込みを行っていきながら、最終的にはこの令和6年7月19日付で桂川町さんのほうからその方向性が固まりましたので、要望がなされたということになります。

【江口議長】

小幡俊之議員。

【小幡議員】

分かりました。

それで、桂川町のほうから出てきた要望ですから、これは桂川町議会のほうもご承知と判断してよろしいんでしょうか。

【江口議長】
再編室室長。

【杉丸室長】
この内容につきましては、桂川町の執行部の中で検討されて要望がなされたものというふうには認識しております。

【江口議長】
小幡俊之議員。

【小幡議員】
じゃあ、ちょっと中身についてお尋ねします。
要望書は要望書なんでしょうが、1番、小学校、中学校が授業としても使えるような温水プール、具体的には25メーターのプールを7コース擁する温水プールを造っていただきたいとありましたね。これは公表をしていたけど、我々も事前に話は聞いてました。それで、2番目が温浴施設ですね。サウナ、飲食設備、高齢者に優しいフィットネス設備、こういった施設も併用して造っていただきたいと、これが2番目ですね。3番目が農業振興策として温熱利用ですから、ビニールハウスとかそういったのを想定されてるんですね。これが3番ね。4番目が桂苑の解体後ここを多目的広場にしていただきたいと、できれば駐車場に電気自動車が充電できるような設備を造ってくださいと。この4つが要望として上がってるということですね。
それで、先ほどの答弁の中にもありましたとおり、概略要望はかなえていきたいんだろうけども、計画は今から上げると、いつ上がるかはまだはっきりしないということですよね。今執行部としてはこの1、2、3、4、これは全て今回の計画の中でかなえていくということでよろしいんでしょうか。答弁をお願いします。

【江口議長】
再編室室長。

【杉丸室長】

現在事務局のほうで想定しております計画といたしましては、1番の温水プール、それから2番の一般に温浴施設と言われますが、サウナ、フィットネス設備等も完備いたしました施設については、建設整備のほうの計画策定を着手し進めていこうという方向性で進めております。

3番目の農業振興策、これにつきましては、過去には桂川町内の若手農業者の方との意見交換を行いましたが、具体的な案までには至っておりませんが、施設から蒸気等を取り出せるような設備までは要求水準書の中に盛り込んで設置するようにと、また将来的な利用ができるような体制づくりまでは行っていきたいと考えております。

それから、4番目です。こちらは現施設の解体後多目的広場等に転換ということで要望等もあっております。この内容につきましては、桂川町の九郎丸区内のワークショップに参加いただいた子育て中の親御さんから、同地域内に小さなお子さんを遊ばせるところがないということがありましたので、できればこういうふうな活用も行っていきたいというようなご要望等もあったところでございます。こういった内容について桂川町さんのほうで含みおきいただきまして、このような提案がなされたものと考えます。

また、電気自動車への充電が可能となるような設備といいますのも、今現在のカーボンニュートラルの取組等も含めたところでこのような活用ができたらというご要望がありましたが、これについても今後の施設整備の検討の材料にはさせていただきたいというふうには考えております。

【江口議長】

ごめんなさい、これ全てやるのかっていう発言ですが、それぞれについて。

【杉丸室長】

すいません。1番、2番のほうについては、現在は実施する方向で進めております。3番のほうは、その配管の設置等の設備まではごみ処理施設の提案の中に含めて提案がなされてくるものと考えております。4番目については、今後の検討課題と考えております。

【江口議長】

1番、2番は。

【杉丸室長】
1番、2番は実施。

【江口議長】
さっき温浴とサウナとフィットネスは言及があったんですが、飲食も含めて実施ですか。

【杉丸室長】
その方向で考えてます。

【江口議長】
小幡俊之議員。

【小幡議員】
今の説明だと、4項目のうちの1番、2番は実施の予定ということなんですね。3番、4番は今後検討と。
この1番、2番を実施予定ということで、我々に概略予算書を示されましたよね。周辺整備も含めて約30億円ですか。この中に、この1番、2番は含まれているという考えでよろしいですか。

【江口議長】
再編室室長。

【杉丸室長】
これまで答弁させていただきました内容、また先日12月の初旬に全戸配布をさせていただきましたリーフレット、その中にも記載をさせていただいておりますが、地域対策といたしまして周辺地域の道路拡幅や公民館等の環境整備、そういったものを含めまして約10億円、それからこの余熱利用施設となります地域振興策、この部分でいきますと、他の先行事例の建設費用等を参考に概算費用としてお示しをさせていただきましたが、概算費用として21億円ということで、これまでもご説明のほうをさせていただいたところでございます。

【江口議長】

今の1番、2番は、今のやつに含まれるでよろしいんですか。

【杉丸室長】
先ほどの1番、2番については、21億円の先行事例を参考とした概算費用の中に含めて算定のほうをしております。

【江口議長】
小幡俊之議員。

【小幡議員】
1番、2番は約21億円と示されているということですが、先ほどの説明の中で、特に九郎丸地区の公民館の整備等も含めて周辺整備を加味すると10億円ほどかかると言われましたよね。これは桂川町さんの要望書は頂きましたが、先ほど私は資料要求の中に桂川町からの要望と住民からのというのがあったんだけど、住民側からの公民館整備等の要望というのは上がってるんですか。それも先ほど要求したつもりだったんだけど、どのようになったんですか。

【江口議長】
再編室室長。

【杉丸室長】
申し訳ございません。区からの要望書について整理をし損ねております。直ちに要望書について準備いたします。

【江口議長】
今の資料については、先ほどの準備漏れですので、準備でき次第、配付させます。
ほかに質疑は。

【林議員】
今の関連でいいですか。

【江口議長】
林議員。

【林議員】
今21億円と10億円を合わせて31億円と言われましたけれども、21億円が地域振興、要するに熱利用のほうに使われて、あとの10億円、例えば新施設周辺の整備費用、これは本体工事のための道路として5億8,900万円、それでその他の地域対策、公民館前とか、それは地元に対しての3億3,900万円ということで、室長、このように説明したほうがいいんじゃないでしょうか。

【江口議長】
再編室室長。

【杉丸室長】
ありがとうございます。今林議員にご答弁いただきましたような内容でございまして、10億円の内訳といたしますと、現状の桂苑、または新施設のほうに向かいます町道の拡幅、そこに係る費用、それから九郎丸区内にあります道路の拡幅、これは要望事項でございますが、それに関する費用、それから公民館の空調の老朽化に伴います整備費用、その他もろもろの要望事項を含めまして、約10億円の予算措置をさせていただいたということになります。

【坂平議員】
ちょっと議長、いいですか。

【江口議長】
坂平末雄議員。

【坂平議員】
議長にちょっとお尋ねしますけど、この議案は大体何ですか。公有財産購入取得の予算の議案でしょう。

【江口議長】
はい。

【坂平議員】
今かなり大幅に質疑事項がずっと膨らんでいってます。だから、それはそれで特別委員会も設置してるんですから、そっちのほうで協議したいとする方法もあるんじゃないですか。そうしないと、今日の議案と全く違う方向にかなりの時間をかけてますんで、もう少し整理して議事を進めていただきたいと思います。

【江口議長】
今の坂平議員からの分に関してなんですけれど、今回の土地取得に関しましては、説明資料にありますように新清掃工場及び余熱利用施設の建設用地という形になっております。ですので、質疑の範囲内ということでさせていただいておりますのでご了承ください。
坂平議員。

【坂平議員】
そうしたら、基本的にどこまで話が広がっていくかというのは、これは切りがないですよ、あなたの今の説明であれば。だから、あくまでも公有財産購入費の議案ですからね。だから、あくまでもそれを主に置いて審議をしていくような進め方をお願いしたいと思います。

【江口議長】
範囲内かどうかに関しては十分注意したいと思います。皆さん方もその点ご注意ください。
ほかに質疑ありませんか。
城丸秀高議員。

【城丸議員】
午前中、温浴施設の管理運営についていろいろ議論があっておりましたけど、この要望書は、建設候補地である九郎丸区選出の代表者、及び関係課長等による施設整備に関する意見交換を踏まえということでありましたけど、このワークショップをする中で管理運営についての要望とかの話はなかったんですか。

【江口議長】
再編室室長。

【杉丸室長】
そのワークショップの段階では、どのような施設を整備していくかというようなところの方向性を取りまとめたということになりますので、その後の管理運営までは協議いたしておりません。

【江口議長】
城丸秀高議員。

【城丸議員】
協議してないことは分かるんですけど、施設ができれば当然管理運営は出てくると思うんですよ。ただ、この地元の人とか桂川町の方、関係課長とか、当然管理運営はどこがするんだろうという疑問は出てくると思うんですけど、その辺の話は全く出なかった。

【江口議長】
再編室室長。

【杉丸室長】
参加いただいた方の中からは、その後の管理運営はどうなるのかというご意見は確かにございましたが、事業手法がまだ定まっておらず、他の団体の先行事例等を見ますと、直営でやってるケースもありますればPFI事業として民間事業者がそのまま運営までやっていくというようなところもございますので、そういったところがまだ全然未定ということで、その際は事務局のほうでご回答のほうをさせていただいたということになってます。

【江口議長】
すいません。質疑の途中ですが、資料の準備ができましたので、資料を配付させます。

（資料配付）

【江口議長】

資料の配付が終了いたしましたので、引き続き質疑を許します。

質疑ありませんか。

城丸秀高議員。

【城丸議員】

話はあったけど、いろんな方式があるよということの回答でしかしてないということなんですね。ただ、桂川町で運営するということも含めてですか。桂川町も含めていろんなことがありますよということを言ったのですか。

【江口議長】

井上(利一)副組合長。

【井上(利一)副組合長】

副組合長ではありますけれども、地元の町長でありますのでお答えしたいと思いますけれど、この施設については、あくまでもこの県央の施設組合が造る施設であります。ですから、正式な場での表明というのは出しておりませんけれども、私の考え方としては、それは当然施設組合が管理運営するものであって、地元だから、あるいは桂川町にあるからという理由で桂川町が管理運営をすると、そういう考え方は全くございません。

【江口議長】

ほかに質疑ありませんか。

城丸秀高議員。

【城丸議員】

さっきの組合長の答弁と若干違うと思いますけど、方針としての気持ちはあったのはよく分かります。それで、さっきの組合長はまだ何も決まってないというような答弁をされてましたけど、その辺の整合性はどうなんですか。

【江口議長】
井上(利一)副組合長。

【井上(利一)副組合長】
ですから、決まってはおりません。だから、先ほど申し上げましたように、私の意見、地元の町長としての意見はそういうことであります。

【江口議長】
ほかに質疑ありますか。
石原浩二議員。

【石原議員】
坂平議員から言われたもんでちょっと言いにくくなりましたけど、この要望書の中の4番に、現状桂苑の廃止、解体後には多目的広場に転換し、来場者が憩える場にしていただきたいと。また、駐車場等々に電気自動車の充電ができるような施設等なんですけども、この桂苑の解体っていうふうに、もう地元の方はこのふくおか県央が解体をする、そしてその後に来場者が憩える場にするというような、私はそういう取り方をしたのですが、この解体については各構成市町から貸与した施設であって、解体についてはまだ未定だということなんですけども、そこら辺の確認をさせていただきたいんですけども。

【江口議長】
石原議員、申し訳ございません。その点については土地購入とはちょっとずれてるかなということですので、特別委員会のほうで言っていただきましたらと思います。申し訳ございません。
ほかに質疑ありませんか。
赤尾嘉則議員。

【赤尾議員】
ちょっと確認をさせてください。
まず、今議論されてる施設、呼び方として余熱利用施設っていう呼ばれ方をされてますね。一方で、これは地域振興施設でもあるんですね。だから、この施設というのは、今度新しく整備する

ごみ処理施設、この一環ですか、一環の事業という捉え方ですか。

【江口議長】
再編室室長。

【杉丸室長】
新たなごみ処理施設については、エネルギー回収型処理施設という交付金の項目を使って整備をする方向で進めております。このエネルギー回収型におきますとどのような内容になるかというところでありましたら、売電が一つあるんですけども、電力以外の蒸気、温水、そういったものについても廃棄するよりも利活用したほうがよいということがございますので、これまでの地域計画等を環境省に提出いたしましたが、その中のヒアリングや作文の中にもこのような余熱利用施設の整備の検討ということは考えておりましたので、直接交付金の対象にはなりませんが、関連の施設として一体のものと捉えております。

【江口議長】
赤尾嘉則議員。

【赤尾議員】
じゃあ、これはごみ処理施設の一部なわけですね、今のご説明で言ったら、分かりやすく言ったら、何かいろいろ補助金の関係等があるんでしょうけど。
でしたら、今いろいろ議論されてる中で、管理運営のお話が出てるじゃないですか。これっていうのは、今から検討しますよ、まだ決まってませんっていうご答弁でしょう。ただ、ふくおか県央環境広域施設組合の規約がありますね。この規約の第3条の中に、本組合の所管する事務が書かれてるんですよ。その中には、ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関することって、もうはっきり明記があるんですね。ということは、もう運営するわけでしょう。そこをはっきりしといたほうがいいんじゃないですか。そうじゃないと、この規約の変更が出てきますよね。ご答弁いただけますか。

【江口議長】
再編室室長。

【杉丸室長】

今議員おっしゃいますように、規約の中には共同処理する事務とかということで、その内容については現在も規定がなされております。ただ、この温浴施設の管理運営になりますと、過去には例のない取組になってまいりますので、先行事例等の取組等を参考としながら検討のほうを進めたいと考えているところでございます。

【江口議長】

赤尾嘉則議員。

【赤尾議員】

そしたら、市民の皆さんに配ったこのリーフレットがありますね。この中に、要はこの施設の建設費用はどのくらいかかるのかとか分かりやすく示してあるんですけど、この中の20年間の運営費、この中に今いわゆる議論されてる施設の運営費って含まれてますか。

【江口議長】

再編室室長。

【杉丸室長】

さきに配布させていただきましたリーフレットの管理運営費の中には、この余熱利用施設の運営費は含まれておりません。

【江口議長】

赤尾嘉則議員。

【赤尾議員】

今の話を要約すると、本組合が設置し管理運営もやっていくという中では、当然生じるというか、当然発生する費用にはなってくるわけですか。

【江口議長】

再編室室長。

【杉丸室長】

今後どのような施設を整備するのかというところを直接に設計業務を出すのか、また先ほどの答弁と重複しますけども、PFI等の取組も検討の余地がございます。仮にPFI等で行っていった場合には建設と管理運営費まで含めた提案等がなされてくるということになりますので、そのような事業方式についてもまず早急に方向性を決めまして、それに伴いますランニングコストの試算でありますとか、そういった内容についても検討を進めていく必要があるというふうには認識をしております。

【江口議長】

赤尾嘉則議員。

【赤尾議員】

この辺をきちっと整理しておかないと、今副組合長であります桂川町長も言われましたけど、じゃあ20年間、30年間どこが運営していくのかと、そういったところは先に整理していく必要があると思いますし、それは十分検討されて、この規約の変更も含めご検討ください。

以上です。

【江口議長】

ほかに質疑ありませんか。

兼本芳雄議員。

【兼本議員】

先ほどの桂川町からの地域振興策についての要望の3番の件は、検討中っていうことですよね、今検討していると。ただ、蒸気等の配管設備は設計の計画の中に入れられてるということを言われてましたよね。

それで、今回購入する土地は、余熱利用施設の建設用地になってるわけですよね。この中で3番の事業、農業振興策の展開ということは、桂川町さんが考えられている農業振興策っていうのがあって、その展開のためにこの敷地内で行うということを今後検討していくっていうことなんですか。

【江口議長】
再編室室長。

【杉丸室長】
現在桂川町さんから要望いただきました内容につきましては、できる限り実現させていきたいと、事務局のほうでは今後の計画に反映していくようには考えております。
先ほどの3番目の農業振興策が展開できるような蒸気等の配管の設置、こういったものについては、取り出し口までを現在新たなごみ処理施設の提案をいただいておりますが、そこにここから取り出すんだよっていうような設備まで設置するように要求水準書の中に盛り込み、提案を受けることとしております。
ただ、この農業振興策については、将来的に可能性がある場合には対応が行えるようにその環境整備だけをやるということで今検討しておりまして、今回予算を計上させていただきました該当の土地の中でこのような農業振興策までやっていくということは、今のところは考えておりません。あくまでも余熱利用施設となります温水プール等の施設の用地というふうには考えております。

【江口議長】
ほかに質疑ありませんか。
小幡俊之議員。

【小幡議員】
何点かお尋ねしますね。
最後に配付していただきました地元九郎丸のほうからの要望書ですね。この表題に、要望書として令和5年10月22日付で交付しました。当区からの同意書に記載した条件について別紙のとおり要望いたしますということで、2ページ目に9つほど要望が書かれてありますよね。これは見方としては、令和5年10月22日に交付した同意書がこの内容という見方でよろしいでしょうか。

【江口議長】
再編室室長。

【杉丸室長】

ここに書かれております同意書に記載した条件とありますけども、こちらにつきましては、同区から要望等がなされた場合に、施設組合と双方により十分協議の上、実現可能なものについては実施していただくという条件が付された同意書が出されております。昨年の令和5年10月22日付で出されております。その条件でございまして、それを踏まえた上で、この要望書にありますような案件の要望がなされたということになっております。

【江口議長】

小幡俊之議員。

【小幡議員】

じゃあ、尋ねますけども、今9つ要望が上がってますが、これが同意の条件だよということになると、9つのうちの幾つかができなかった場合は、同意したのにということで、これは全部やるという同意と我々は捉えていいんですか。

【江口議長】

再編室室長。

【杉丸室長】

この内容につきましては、一つ一つ地元と十分に今後も協議は行ってまいりますが、基本的にはこの内容を実施していく方針で事務局としては進めていっております。

【江口議長】

小幡俊之議員。

【小幡議員】

総括意見は後にするとして、この中身をお尋ねしますが、土地の購入に関して、特にこの余熱利用計画に関しての3番、九郎丸区世帯の電力供給ということで、九郎丸区内の各戸へ余熱電力を供給してほしいという要望があってますね。これ一つ捉えても、九郎丸地区が何世帯あるか分かりませんが、各戸全戸に供給できるような計画をされて、先ほど言った予算の中に組み込ま

れてるんですか。

【江口議長】
再編室室長。

【杉丸室長】
大変申し訳ございません。この要望書に対しては、施設組合としての今後の実施について回答のほうをさせていただいたところですが、この3番については、個別の利益供与に当たりますので、対応できない旨、回答済みでございます。申し訳ございません。

【江口議長】
小幡俊之議員に申し上げます。
本議案は土地の購入の予算の補正の分でございますので、その点を配慮の上、質疑をお願いいたします。
小幡俊之議員。

【小幡議員】
土地の購入の目的の中の範疇で、余熱利用施設の建設予定地なんですね。目的はそういうごみ処理施設を造るために土地を買ってるんでしょう。ですから、建物の整備に今から移行していく中の第一発目が、土地を購入しなくちゃいけないんだね。
その中で、例外で言いますと、飯塚市の目尾にごみ処理施設を造ったんだけど、当時あれもする、これもすると、地域住民にいろんな施設を建設しますという口頭約束の中で進めちゃった結果、できなかったということが起こらないように、桂川町から、もしくは地元からの要望というのが議会に上がってきた以上は、もちろん執行部はご存じであったんだけど、議会は今初めて見させていただいてるんですよ。
その中で、今3番と、あと8番、9番が余熱利用、もしくはここの土地の購入に関連したところかなと思って聞こうと思ったんですね。だから、ここを正確にやる、やらない、もしくは検討中だという回答をもらった上で、土地の購入を将来やっていくかどうかの判断基準にしたいんですよ。それで尋ねております。ちょっと前置きが長くなったんだけど。
今言いましたとおり、8番、9番も関連するのではないかと思うんだけども、もし関連するとすれ

ば、これが残りの10億円の中の予算の中に組み込まれてる事業なんですか。

【江口議長】
再編室室長。

【杉丸室長】
今配付させていただきました要望書に付随しますこの別紙の項目一覧でございます。こちらは、さきの特別委員会等でも地元対策の内容ということでご報告のほうはさせていただいたかと、2回ほどさせていただいたかと思っております。
この中に入っておりますが、ご質問の8番、9番でございますが、こちらは新施設の建設用地が既存の山林の造成を必要といたしまして、地形が変わってまいります。その際に、雨水等の排水路の確保というのが必要になってまいりますので、現状で狭小箇所、または素掘り等で整備がよくなされてない箇所等については対応してほしいというような地元の要望がございましたので、こちらについては実施していく方針でございます。
また、9番の山ノ口ため池管理道路、こちらについても、施設建設地のすぐ真下に位置しますため池、こちらは雨水等の排水がこちらのため池にも入ってまいりますが、そこのため池の管理を行います際に、そこまで行く間の、これは町道になりますが、現状で舗装されていないあぜ道となっておりますので、そこの簡易舗装等の環境面の整備について実施していく方針でございます。

【江口議長】
ほかに質疑は。
小幡俊之議員。

【小幡議員】
ありがとうございます。
ということは、この8番、9番は先ほど説明があった30億円中の10億円の中の予算の中には想定しているという考えでいいですね。

【杉丸室長】

はい。

【小幡議員】
私が言ったのは、1番の公民館のエアコンとか、こういうのは施設とは直接関係ない地元からの要望と捉えてますよ。それと、8番、9番は予算の中に組み込まれている案件であると。
それで、3番をもう一度だけ説明を再度お願いしたいんですが。

【江口議長】
再編室室長。

【杉丸室長】
議員のご質問にありますように、ここに書かれてあります各項目については、地元対策費として予算を確保させていただこうとしております10億円に含まれて算定をしておるものでございます。
それで、ご質問の3番でございますが、各戸への電力供給については、個別の利益供与に当たりますので、対応はいたしかねる旨、回答をしております。

【江口議長】
ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【江口議長】
質疑を終結いたします。
討論を許します。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【江口議長】

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第10号令和6年度ふくおか県央環境広域施設組合一般会計補正予算（第2号）について、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

〔賛成者起立〕

【江口議長】

賛成少数。よって、本案は否決されました。

提出されております請願が1件あります。

請願文書表に記載しておりますとおり、請願第1号はごみ処理施設整備に関する特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【江口議長】

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

この後、委員会開催のため、暫時休憩といたします。

〔休憩〕

【江口議長】

本会議を再開いたします。

ごみ処理施設整備に関する特別委員会に付託していました請願第1号焼却場建設に関する住民説明会開催に関する請願を議題といたします。

請願第1号焼却場建設に関する住民説明会開催に関する請願の委員長報告の省略についてお諮りいたします。

ごみ処理施設整備に関する特別委員会は全議員で構成されておりますことから、委員長報告を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【江口議長】

ご異議なしと認めます。よって、請願第1号焼却場建設に関する住民説明会開催に関する請願の委員長報告については省略することに決定しました。

なお、質疑につきましても、全議員で構成する特別委員会で審査を行っておりますことから、これを省略いたします。

請願第1号は採択となっております。

討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【江口議長】

討論を終結いたします。

お諮りいたします。

請願第1号焼却場建設に関する住民説明会開催に関する請願について採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【江口議長】

ご異議なしと認めます。よって、本件は採択することに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

【林議員】

議長、議事進行について。

【江口議長】
はい、林議員。

【林議員】
動議を出します。

【江口議長】
そうしましたら、動議の説明をお願いいたします。

【林議員】
先ほども特別委員会で言いましたけれども、再提案の動議を提出したいと思います。この件じゃないんですかね。

【江口議長】
何の再提案。

【林議員】
先ほどの否決された分です。土地購入について。

【江口議長】
再提案を求める動議でよろしいですか。

【林議員】
はい。

【江口議長】
それは、時期とか何かございますか。

【林議員】
時期は1月の早めに出していただきたい。

【江口議長】
動議に賛成する議員はご起立願います。

〔賛成者起立〕

【江口議長】
まず、動議の成立ですので、お二人以上おられますので、動議については成立いたしました。
それでは、今1月の早いうちに先ほど否定された予算の再提案を求める動議が提出されましたので、これに対して。

【江口議長】
暫時休憩します。

〔休憩〕

【江口議長】
本会議を再開いたします。
ただいまの動議に対して質疑はありますか。
小幡俊之議員。

【小幡議員】
再提出を求める動議ですよね。

【林議員】
そうです。

【小幡議員】
再提出に関して反対するものではないんですが、議会側からの動議として執行部側に予算要求、もしくは土地の購入動議は、執行権の介入という形にはならないかと思うんです。それで、先ほど議会のほうからは要望等が上がっておりますので、動議としての扱いではなく、要望でとど

めるべきかと思いますが、この点を執行部、もしくは事務局はどのようにお考えでしょうか。

【江口議長】
暫時休憩いたします。

〔休憩〕

【江口議長】
本会議を再開いたします。
林議員。

【林議員】
動議を緊急質問に変更します。よろしいでしょうか。
ぜひ先ほどの否決された分の再提案をお願いしたいと思いますけれども、どうお考えでしょうか。

【江口議長】
暫時休憩します。

〔休憩〕

【江口議長】
本会議を再開いたします。
ただいまの緊急質問に関して説明をいたします。
組合議会の会議規則が飯塚市議会の例によるとなっております。飯塚市議会の会議規則第57条に緊急質問等とございます。読み上げます。
質問が緊急を要するとき、その他、真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができるとあります。前条の規定とは、一般質問ができるという規定なんですね。そして、前項の同意については、要は緊急質問を認めるか認めないかに関しては、討論を用いないで会議に諮らなければならないとなっています。よろしいですか。そ

して、第1項の質問が、その趣旨に反すると認めるときは、議長は直ちに制止しなければならないとなっています。

以上の規定になりますので、今林議員のほうから緊急質問の申出がありました。もう一度緊急質問に関してこういうことですよっていうやつを言っていただきましょうか。そして、それに関して皆様方にお諮りします。そのときに関しては、討論を用いずに賛成の方はご起立願いますという形、林議員の緊急質問に対して賛成の方はご起立願いますとさせていただきます。そして、起立が多数の場合は、緊急質問が成立したとして答弁を求める形になることをご了承ください。そして、起立が少数の場合に関しては、緊急質問が成立せずとなります。その点もご了承ください。

そうしましたら、林議員、改めて緊急質問に関してもう一度お願いいたします。

林議員。

【林議員】

先ほどの用地の否決について再提案を要求します。

再提案をぜひしていただきたいと思いますけれども、どんなふうでしょうか。

【江口議長】

ただいま林議員から再提案をしていただきたいがどうですかという緊急質問の申出がございました。

お諮りいたします。

ただいまの林議員の緊急質問に対して賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

【江口議長】

賛成多数。よって、緊急質問は成立いたしました。

よって、答弁を求めます。

武井組合長。

【武井組合長】

今後早急に今後の対応について検討してまいりたいと考えております。

【江口議長】

よろしいですか。

それでは、緊急質問については以上をもって終結いたします。

これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

これにて令和6年第4回ふくおか県央環境広域施設組合議会臨時会を閉会いたします。

皆様お疲れさまでした。